

第54回定期総会

議案書

自治会法人

朝日が丘自治会

令和5年3月12日（日）

10:00～ 朝日が丘自治会館

第54回 定期総会次第（書類審議）

令和5年3月12日（日） 10:00～

場所：朝日が丘自治会館

-
1. 開会 * 定数確認

 2. 会長挨拶

 3. 協力団体の紹介

 4. 議長選出 * 書記並びに議事録署名人任命

 5. 議事（報告事項）
 - 議事(1) 令和4年度自治会「事業及び活動」報告 / 「備品目録」追加・入替え報告
 - 議事(2) 令和4年度自治会「決算」報告 / 「周年積立」報告 並びに会計監査報告
 - 議事(3) 令和4年度自治会「資源回収事業」収支報告並びに会計監査報告
 - 議事(4) 令和4年度自治会「会館維持・運営」収支報告 並びに会計監査報告
 - 議事(5) 令和5年度自治会「役員」の承認(案)

 6. 新会長挨拶

 7. 議事（協議事項）
 - 議事(6) 令和5年度自治会「事業計画」(案)
 - 議事(7) 令和5年度自治会「予算」(案)
令和5年度自治会「設立周年記念事業費」積立て（案）
令和5年度自治会「資源回収事業」会計（案）
令和5年度自治会「会館維持・運営」会計（案）
 - 議事(8) 自治会費減額の件(案)
 - 議事(9) 防犯カメラ設置推進の継続と防犯費予算化の件(案)

 8. 議長、書記並びに議事録署名人の解任

 9. 閉会

[厚生部関係]

- 5月 初旬～中旬 日本赤十字社 募金の実施
5月 初旬～中旬 社会福祉協議会 賛助募金の実施
9月 19日 (月・祝) 敬老記念品の贈呈(73歳以上)-330名
* 72歳以上対象の敬老会中止の為、配布対象拡大。
10月 初旬 赤い羽根共同募金・年末助け合い募金の実施
11月 20日 (日) 自治会主催 敬老会「朝日の集い」 中止

[環境衛生部関係]

- 6月 5日 (日) 市内一斉清掃(側溝清掃) 中止
6月 24日 (金) 地区連 環境衛生部長研修
* 地区内ゴミ集積場所の「防鳥ネット提供・維持管理」

[広報部関係]

- (回覧担当) 1、回覧物の配布:(毎月2回) 1日・15日に各班へ配布
(自治会のお知らせ・相模原市/光が丘地区連情報誌
・陽光台公民館報・陽光小だより・緑中だより・
募金事業案内・育成会の行事・福祉協力通販・その他)
2、掲示板(2箇所):ポスター・お知らせ掲示
- (公民館担当) 陽光台公民館報「ようこうだい」の編集・発行(年5回)
発行に併せ行事取材や編集・校正会議に随時参加
(編集・校正の定例会は毎月1回土曜日午前中)

[自治会館管理部関係]

- 1、会館鍵の貸出しと利用状況管理 (年間を通して実施)
- 2、会館使用料の徴収・管理 (年間を通して実施)
- 3、会館内外清掃・敷地の草取り(随時)
- 4、トイレ掃除と掃除用品の補充(年間を通して実施)
- 5、自治会館大掃除の実施(12月11日) 中止

[広場管理部関係]

- 4丁目公園の管理 (清掃と除草)
4月 ~翌年3月 公園清掃:週2~3回実施
4月 ~翌年3月 道保川公園上段トイレ鍵の開閉 (3か月毎に30日間担当)
12月 11日 (日) 4丁目公園大掃除の実施 中止

議事(1)－2 令和4年度 自治会活動報告

4月	3日(日)	陽光連 定期総会(書面審議)
	9日(土)	地区連 定期総会(書面審議)
	9日(土)	4月定例会
5月	14日(日)	5月定例会
	27日(金)	地区連主催 交通部長研修
	29日(日)	陽光台公民館主催「スローピッチ・ソフトボール大会」
6月	4日(土)	6月定例会 中止
	5日(日)	市内一斉清掃(側溝清掃) 中止
	11日～19日	「我が町防災講座」班毎・全世帯対象 中止
	24日(金)	地区連主催 環境衛生部長研修
7月	8日(金)	地区連主催 安全・安心まちづくりの集い(青葉小)
	9日(土)	7月定例会 中止
8月	13日(土)	8月定例会 中止
	20日(土)	地区連主催「ふるさとまつり」(光が丘小学校)
9月	10日(土)	9月定例会
	19日(月・祝)	敬老の日 記念品配布(敬老会中止で73歳以上へ配布)
	23日(金・祝)	交通安全キャンペーン 中止
10月	1日(土)	10月定例会 中止
	16日(日)	避難所開設訓練(陽光小避難所)
	23日(日)	朝日が丘「健康ウォーキング」
11月	3日(木・祝)	陽光連主催 住民の集い「いも煮会」 中止
	12日(土)	11月定例会
	13日(日)	情報伝達訓練・一時避難場所開設訓練・要援護者搬送訓練
	20日(日)	自治会主催 敬老会「朝日の集い」 中止
12月	10日(土)	12月定例会 中止
	11日(日)	自治会館・4丁目公園 年末大掃除 中止
	26日(月)	自治会 年末夜間パトロール 中止

- | | | |
|-----|---------|--|
| 1月 | 7日 (土) | 光が丘地区 賀詞交歓会 (青葉小体育館) |
| | 14日 (土) | 1月定例会 |
| | 26日 (土) | 自治会 令和5年度役員 役割分担会議 |
| 2月 | 4日 (土) | 新旧三役会 令和5年度予算案・作成 |
| | 11日 (土) | 2月定例会 令和4年度班長・役員 慰労会 |
| | 19日 (日) | 令和4年度会計監査 |
| 3月 | 4日 (土) | 総会議案書・書類審議書を各班長へ配布 |
| | 12日 (日) | 第54回定期総会「書面審議」で開催(新旧三役)
新旧班長・役員引継ぎ |
| その他 | * | 回覧物作成・配布 月2回(1日、15日) |
| | * | 三役会 毎月第1土曜日 (必要に応じて開催) |
| | * | 班長・役員会 毎月第2土曜日 (必要に応じて開催)
(連絡事項・議事内容は書面で事前配布) |
| | * | 陽光台連合 自治会長会議 毎月第1月曜日
(必要に応じて開催) |
| | * | 光が丘地区連 自治会長会議 毎月第3木曜日
(必要に応じて開催) |

議事(6)

令和5年度 事業計画(案)

1. 防災・防犯・環境衛生・交通・広報関係

- | | |
|--|------------------------------------|
| (1) 自主防災力(自助・共助)の強化
自主防災隊+独立防災隊の連携 | (4) 防犯カメラ設置推進による防犯力の強化 |
| (2) 防災訓練・防災講座の実施
家庭備蓄の推進(7日分の飲料水
・簡易トイレ・非常食) | (5) 地域清掃の実施
ゴミ収集場所の統合・管理・メンテナンス |
| (3) 民生委員との連携による災害時
要援護者救援体制の構築 | (6) (ゴミネットの配布 / ゴミ・ケージの貸与) |
| | (7) 掲示板の管理 |
| | (8) 会員への広報(回覧・掲示・ホームページ) |
| | (9) 会員住居図及び設備設置図の更新 |

2. 福祉・厚生関係

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 赤十字募金への協力 | (5) 百歳体操の啓発・推進 |
| (2) 赤い羽根共同募金への協力 | (6) 朝日の集い(敬老会)開催 |
| (3) 年末助け合い運動への協力 | (7) 敬老祝品の贈呈(対象75歳以上) |
| (4) 社会福祉事業への協力 | (8) 新生児へのお祝い贈呈 |

3. 行事・体育・文化関係

- (1) お祭りの実施検討(陽光台5丁目自治会との合同開催)
- (2) 公園広場での運動・軽スポーツの奨励(ペタンク、グラウンド・ゴルフ、他)
- (3) 公民館行事への協力
- (4) 陽光台連自治会行事への協力(住民の集い、他)
- (5) 光が丘地区自治会連合会行事への協力(ふるさと祭り、他)
- (6) 陽光台地区青少年健全育成事業への協力

4. 会議

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 定期総会の開催 | (3) 三役会の開催 |
| (2) 班長・役員定例会の開催 | (4) 各種行事の実行委員会の開催 |

5. その他

- (1) 自治会館の管理及び維持
- (2) 会員より事業計画の提案があった時は、班長・役員会で実施を検討する
- (3) 資源回収奨励金の活用(自治会活動に役立つ物品の購入)

議事(8) 自治会費減額の件(案)

* R5自治会費は若干の減額(年額3000円)とする。

<背景>コロナ感染症が完全収束しないものの、令和5年度の事業については徐々に再開を模索する段階に入ったと判断。また過去3年間実施した自治会費減額で、予備費や繰越金の減少が顕著になった。

議事(9) 防犯カメラ設置推進継続と防犯費予算化の件(案)

* 防犯対策強化のため、防犯カメラ設置推進を継続し、R5年度も追加5台(最大の補助金を申請する。

* 今後の設置推進と維持管理を含めた防犯費を予算化する。

<参考> 相模原市の「防犯カメラ設置補助金」は、自治会などを「防犯活動団体」として、年度ごとに1団体5台まで申請可能で、防犯カメラ購入・設置費用の10分の9(または1台につき最大16万円)まで補助される制度です。
(Wifiを利用した防犯カメラの年間電気代は2022年時点で約1300円程度)



防犯カメラ設置により、空き巣、痴漢、など”犯罪”の抑止・追跡効果が期待されます。
また、該当ゴミ置き場に看板設置することで”不法投棄”の抑止効果も期待されます。

〔資料〕

自治会法人 朝日が丘自治会 規約

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦、福利、厚生、文化、体育の向上を図ると共に、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 美化、清掃等の区域内の環境の整備
3. 集会施設の維持管理

(名称)

第2条 本会は、自治会法人朝日が丘自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別図（会員名簿住居図）のとおりとする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、相模原市中央区陽光台4丁目8番4号の自治会館に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

1. 入会の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
2. 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。
3. 会員は本会に対して平等の権利と義務を有する。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
退会以前に納入した会費は、いかなる事由があってもこれを返さないものとする。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|----------|--------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 広報 | 2名 |
| 2. 副会長 | 2名 | 6. 専門部長 | 8名 |
| 3. 総務 | 2名 | 副部長 | 若干名 |
| 4. 会計 | 1名 | 7. 会計監査員 | 2名（班長） |

(事業及び会計年度)

第8条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 本会の会計年度は、2月16日より翌年2月15日までとする。

(役員・班長及び顧問の選任)

第9条 役員は、各班で1名選出し、総会において承認する。
2. 班長は、各班で推薦または互選により1名選出する。
3. 顧問は、役員会が必要と判断した場合に、役員会の指名によって会長経験者から選任されるものとする。

(役員・顧問の職務)

- 第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 会計監査員は、本会の会計及び資産の状況を監査する。
 4. 顧問は、役員会の要請があれば自治会事業遂行に助言し、協力する。
ただし、役員会及びその決議には参加しない。

(役員・顧問の任期)

- 第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前者の残り期間とする。
 3. 顧問任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の種別、構成)

- 第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。
2. 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第13条 総会は、この規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第14条 定期総会は、年度決算終了後、事業年度内に開催する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
 3. 特別な事情で「集会形式」での総会開催が困難な場合は、「書類審議」での総会開催で代行できる。

(総会の議長及び定足数)

- 第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
2. 総会は、会員の2分の1以上の出席（含委任状）がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第16条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
2. 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

- 第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、議長及び選任された議事録署名人2人以上がこれに署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第18条 役員会は会計監査員を除く役員を以って構成する。

(役員会の機能)

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の召集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員の2分の1以上から請求があったときに開催する。

(役員会の議長及び定足数)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 役員会には、第15条2項及び16条の規定を準用する。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費 月額300円
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第24条 本会の資産で、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会に於いて4分の3以上の賛成を要する。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業及び予算は、会長及び会計が作成し、年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に、予算が総会において議決されない場合には、会長は予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として、収支することができる。

(事業報告及び決算)

第26条 会長が事業報告書、会計が収支決算書、財産目録書を作成し会計監査を受け年度内に総会の承認を得なければならない。

(会計監査員)

第27条 会計監査員は、毎年班の順送りでその班長を選出し、総会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、総会に於いて会員の4分の3以上の賛成を得た後、市長の認可をうけて行うものとする。
民法第38条の規定（定款の変更は主務官庁の認可がないと効力なし）を準用

(その他)

第29条 この規約施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(付 則)

- * この会則は、昭和45年5月1日から施行する。
- * 昭和 49年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 51年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 52年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 56年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 58年 4月 3日 一部改正
- * 昭和 61年 7月 12日 一部改正
- * 平成 3年 4月 1日 一部改正
- * 平成 5年 12月 23日 法人規約に改正
- * この規約は、平成6年1月12日から施行する。
- * 平成 9年 4月 1日 一部改正
- * 平成 15年 4月 1日 一部改正
- * 平成 26年 4月 1日 一部改正
- * 令和 2年 3月 15日 一部改正

(弔慰規定)

1. 会員の弔事に対して自治会費より弔慰金として、金5,000円を遺族に支払うものとする。
* 平成3年4月1日から施行する。

(功労者顕彰規定)

1. 自治会として顕彰規定は、特に定めないものとする。
周年記念などの時、必要に応じその時の役員で協議し、議題にのせ決めて行くこととする。
* 平成16年4月1日から施行する。

(お祝い規定)

1. 会員に新生児が誕生した場合、お祝い金5,000円を贈呈する。
* 平成28年4月1日から施行。

[資料] 自治会法人 朝日が丘自治会館 管理規定

- 第1条 この規定は、朝日が丘自治会館（以下「自治会館」という）の管理について必要な事項を定め、朝日が丘自治会（以下「自治会」という）の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 自治会館の管理・運営は、管理部長及び役員・班長が主となり適切に行うこと。
- 第3条 自治会館の管理・運営費は、自治会予算で定期総会の承認を必要とする。
- 第4条 1. 自治会館を利用する個人・団体は希望日の10日以前に申込みをして、自治会館管理部長（以下「管理部長」という）の許可を得ること。
但し、「緊急時の場合」はこの限りではない。（「緊急時の場合」とは、災害及び不幸等の遭遇時をいう。）
2. 自治会館の利用範囲は、第11条とする。また、使用の目的を制限することもできる。
3. 使用時間及び使用の目的が同じであれば、年間を通しての予約を可とする。
- 第5条 管理部長は、次の事項に抵触するときは、使用を認めない。
- (1) 近隣へ迷惑をかけるおそれのあるとき。
- (2) 設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 管理上支障のあるとき。
- (4) その他、管理部長が使用の目的を不相当とみなしたとき。
- 第6条 管理部長は、自治会館使用料を、「Aランク」を除いて徴収する。
- 第7条 建物及び備品等を損傷した場合には、利用者もしくはその保護者が原状回復をすること。
- 第8条 自治会館を利用する個人及び団体は、次の事項を厳守すること。
- (1) 近隣の迷惑となる行為の禁止。
- (2) 指定場所以外での、火気(タバコ含む)使用禁止。
- (3) 使用時に発生したカン・ビン・吸い殻等は、持ち帰ること。
- (4) 柱・壁・天井等に張り紙、もしくは画鋸・釘などを打たないこと。
- (5) 使用后、室・廊下・トイレ等を清掃及び整頓すること。
- (6) 自治会館の宿泊は、「緊急時の場合」に限る。
- (7) 自治会館の利用者は、火気(ガス・電気・エアコン)、水道及び戸締り等を確認の上、使用状況を記録し、管理部長に提出すること。
- (8) 管理部長は、(1)～(7)の事項を守れない個人及び団体には、次回の使用を制限できる。

第9条 自治会役員は、自治会館の維持・運営を満たすため、年度末に建物及び備品等の点検をし、記録の引継ぎをする。

第10条 自治会館の、管理・運営の規定及び事項を定例会で検討し、定期総会において承認を得るものとする。

第11条 会館の使用時間及び使用料は、下記のとおりとする。

1. 使用時間表 (単 位)

午前の部	:	8:00~12:00
午後の部	:	13:00~17:00
夜間の部	:	18:00~21:45

* 22時以降の使用は、「緊急時の場合」に限る。

2. 使用料金表 (単 位)

【Aランク】 (無 料)

- | |
|-----------------|
| 1. 自治会事業活動 |
| 2. 老人会活動 |
| 3. 育成会活動 |
| 4. P T A関係活動 |
| 5. 助成金対象の部活動 |
| 6. 災害に遭った時 |
| 7. その他役員会で認めた活動 |

【Bランク】 (有 料)

- | |
|---------------------------|
| 1. 会員、個人の使用 |
| 2. 会員で私事団体 |
| 3. 会員で他の事業
各 500円 |
| 4. 冠婚葬祭 (会員)
一晚 5,000円 |

〔資料〕

朝日が丘自治会自主防災隊 隊則

(名称)

第1条 朝日が丘自治会自主防災隊 と称する。

(所在地)

第2条 本隊の本部を朝日が丘自治会館に置く。

(目的)

第3条 本隊は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本隊は、自治会活動の一環として前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に対する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報収集の連絡、初期消火、救出救護、避難誘導、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他、隊の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 隊員は、自治会法人朝日が丘自治会員によって組織する。

(隊員)

第6条 本隊は、原則として自治会の役員及び班長で構成する。

(任期)

第7条 隊員の任期は、自治会事業年度とする。

(任務)

- 第8条
1. 隊長は隊を総括し、災害発生時における応急活動の指揮を行う。
 2. 副隊長は上記事項にて隊長を補佐し、各部の目的達成に寄与する。また、平常時は防災事業計画の立案を行う。

3. 自主防災隊員（班長・部長）は、下記の分野を担当する。
- (1) 隊員（班長）は自分の班の「安否確認」と「初期消火応援要請」・「救助要請」を防災隊本部へ報告する。
 - (2) 副隊長（副会長）・隊員（広報部長）は、班長からの情報をとりまとめて整理し、隊長および「独立防災隊長」へ報告する。
 - (3) 隊員（防災部長・防犯部長・体育部長・厚生部長）は、民生委員と協力して地域在住の弱者救済にあたる。
 - (4) 隊員（会館管理部長・広場管理部長・環境衛生部長）は、「朝日が丘防災隊本部」の立ち上げと運営にあたる。
 - (5) 隊員（交通部長）は、隊長と協議し自宅倒壊世帯を避難所（陽光台小学校）へ誘導する。
 - (6) 副隊長（副会長：避難所運営委員）・隊員（総務・会計）は、避難所（陽光台小学校）の立ち上げと運営にあたる。

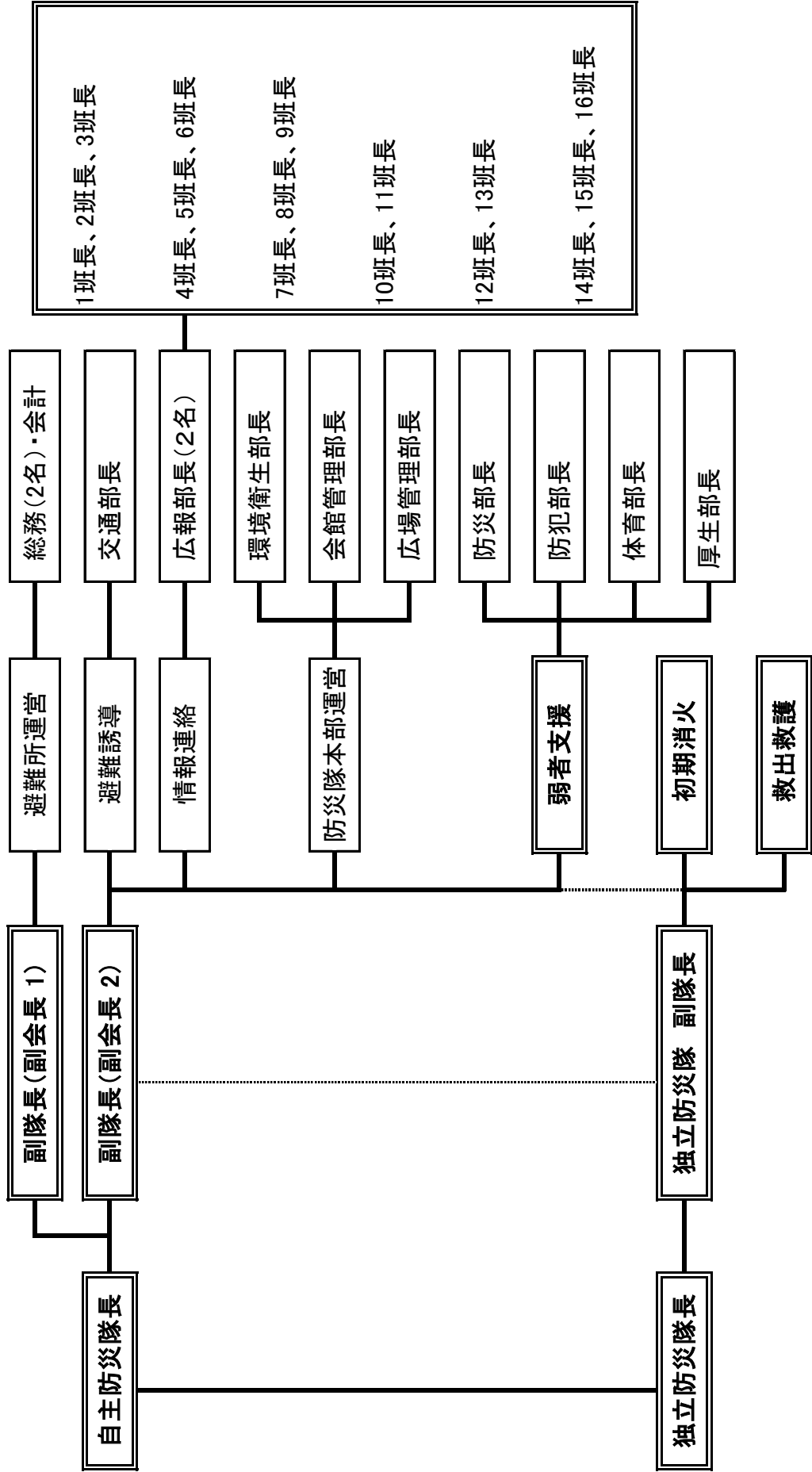
（活動の範囲）

第9条 大規模災害時には、行政機関（消防車・救急車）の早期到着は期待できないので、自主防災隊および独立防災隊を中心にした、近隣住民による「共助」で「初期消火」及び「救出救護」を実施する。
自分の身は自分で守る「自助」、自分たちの町は自分たちで守る「共助」の実践と備えを日常的に推進する。

（付則）

- * 朝日が丘自治会自主防災隊は、昭和56年11月1日から実施する。
- * 平成13年4月1日 一部改正
- * 平成15年4月1日 一部改正
- * 平成26年4月1日 一部改正
- * 平成29年4月1日 一部改正

朝日が丘自治会自主防災隊・朝日が丘独立防災隊 組織図



自治会役員・班長で構成する「自主防災隊員」と「独立防災隊員」の役割分担

【朝日が丘自治会自主防災隊員】の役割

隊員は「自治会役員・班長」で構成され、1年の任期で活動する。

「震度5強以上の大規模震災」が発生した場合には、各班長で構成する隊員は自分の班の「安否確認」を実施し、被害状況を「独立防災隊本部」へ報告し、「初期消火応援」及び「救出・救助」の要請を行う。

役員で構成する隊員は「独立防災隊本部」としての自治会館へ参集し、各自の役割を担当する。

* 各自主防災隊員の役割は「朝日が丘自主防災隊 隊則第8条3」による。
(発災時には、まず①自分自身の安全、次に②家族の安全を確認した後に参集する)

【朝日が丘独立防災隊員】の役割

隊員は有志による「ボランティア隊員」で構成され、任期を定めずに活動する。

「震度5強以上の大規模震災」が発生した場合には、「独立防災隊本部」である自治会館へ参集し、チームを組んで「初期消火」と「救出・救助」を行う。

(発災時には、まず①自分自身の安全、次に②家族の安全を確認した後に参集する)